

市設置型浄化槽（特定地域生活排水処理施設）をご使用の皆様へ

使用料改定のお知らせ



維持管理費の上昇に伴い、健全かつ持続可能な下水道事業の運営に必要な財源を確保することを目的に、市設置型浄化槽（特定地域生活排水処理施設）の使用料改定を行います。

皆さんにはご負担をお願いすることになりますが、将来にわたり安全安心に市設置型浄化槽をお使いいただくため、ご理解とご協力をお願いします。

いつから？



令和8年10月使用分
(12月請求分) からです。

いくらになるの？



基本料金が**1,760円(税込み)**上がります。人数割料金(880円/1人(税込み))の変更はありません。

なぜ変わるの？



浄化槽の保守点検費用、清掃費など、維持管理料金の上昇に伴い、これに相当する収入額の確保を図るためです。

<使用料金表> (1か月あたり)

使用人数	改定前 (令和8年9月使用分まで)	改定後 (令和8年10月使用分から)
	基本料金	2,750円
1人	3,630円	5,390円
2人	4,510円	6,270円
3人	5,390円	7,150円
4人	6,270円	8,030円
5人	7,150円	8,910円
6人	8,030円	9,790円
7人	8,910円	10,670円
8人	9,790円	11,550円
9人	10,670円	12,430円

(消費税及び地方消費税10%込)

三次市 建設部 下水道課 管理係

お問い合わせ先

住所：三次市三次町 501 番地(寺戸浄水場 2 階)
電話：0824-62-6151 FAX：0824-62-6356
E-mail：gesuidou@city.miyoshi.hiroshima.jp

さらに詳しく知りたい方は、
三次市のホームページをご覧ください。

